

2018年6月29日

中華人民共和国
最高人民法院
知識産権審判庭
(専利権付与・権利確定司法解釈) 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「特許の権利付与・権利確定の行政案件の審理の若干問題に関する規定(一) (意見募集稿)」についての意見

日本機械輸出組合 (Japan Machinery Center for Trade and Investment) は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約244社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の特許制度については強い関心を持っております。

この度、意見を募集されている「特許の権利付与・権利確定の行政案件の審理の若干問題に関する規定(一)(意見募集稿)」について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. クレームの用語の定義

(1) 意見募集稿関連条文

第3条

人民法院は、特許の権利付与の行政案件を審理する場合、一般的に、当該分野の技術人員が理解する通常の意味によりクレームの用語を定義しなければならない。クレームが自ら定義した言葉を採用し、かつ、明細書及び添付図面に明確な定義又は説明がある場合、その定義に従う。

人民法院は、特許の権利確定の行政案件を審理する場合、特許請求の範囲、明細書及び添付図面を用いてクレームの用語を定義することができる。明細書及び添付図面にクレームの用語について特別な定義がある場合、その定義に従う。特許審査ファイルは、クレームの用語の解釈に用いることができる。以上の方法によってもなお定義できなかった場合は、当該分野の技術人員が通常使用する技術辞典、技術マニュアル、参考書、

教科書、国家又は業界の技術標準等により定義することができる。

(第二案：クレーム用語について、人民法院は、一般的に、当該分野の技術人員が理解する通常の意味により定義しなければならない。特許請求の範囲が自ら定義した言葉を採用し、かつ、明細書及び添付図面に明確な定義又は説明がある場合は、その定義に従う。)

(2) 分析

意見募集稿のように「特許の権利付与の行政案件を審理する場合」と「特許の権利確定の行政案件を審理する場合」との間でクレームの用語の定義の方法に差を設けると、例えば、「特許の権利付与の行政案件を審理する場合」における定義の方法に従いクレームの用語が定義され特許の権利付与が認められたにもかかわらず、その後、「特許の権利確定の行政案件を審理する場合」における定義の方法に従いクレームの用語が定義され特許が無効化されてしまう等の弊害が生じることが懸念される。よって、前者の場合と後者の場合とでクレームの用語の定義の方法に差を設けるべきではない。

(3) 意見

第二案を採用していただきたい。

以上